

名古屋市産後ケア事業実施要綱

(目的)

第 1条 名古屋市産後ケア事業（以下「産後ケア事業」という。）は、退院直後の入院を要しない程度の心身の不調・育児不安等により、育児困難感がある母親及び乳児（以下「母子」という。）に対して、産後の母親の心身のケアや育児のサポートを行うことにより、育児不安を軽減し、安心して育児ができるよう子育て支援の一助とする。

(実施主体)

第 2条 実施主体は名古屋市（以下「市」という。）とする。ただし、宿泊による支援（以下「宿泊型」という。）または日帰りによる支援（以下「通所型」という。）は、第 3条に定める事業者へ委託することができる。

また、訪問による支援（以下「訪問型」という。）は、第 4条に定める事業者へ委託することができる。

(宿泊型及び通所型委託事業者)

第 3条 宿泊型または通所型を委託できる事業者は、市内及び市に近接する愛知県内の市町村にある次の各号に掲げる要件をいずれも満たす、医療法（昭和23年法律第 205号）に定める病院、診療所及び助産所を有する者とする。

(1) 産後ケア事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、現に日常的な業務において専ら妊産婦とかかわる助産師等を配置し、母体ケア、乳児ケア、育児指導・相談等を行っていること。

また、宿泊型を実施する場合は、母子の入院の受入れが可能であること。

(2) 母子 1組あたり 6.3㎡以上の、宿泊型または通所型を提供するための個室が確保されていること。

(3) 宿泊型を実施する場合は、入浴施設を有すること。

(4) 産後ケア事業の実施時間内においては、産後ケア事業に従事できる助産師を 1名以上配置すること。

(5) 母体ケア、乳児ケア、育児指導・相談を行う実施体制が確保できること。

(6) 食事の提供ができること。

(7) 宿泊型を実施する場合は、第 6条第 1号に規定する支援内容が提供できること。

(8) 通所型においては第 6条第 2号に規定する支援内容が提供できること。

(9) 産後ケア事業の利用者の身体、精神状態等が悪化した場合などの緊急時の対応が施設内外で実施できること。

(10) 市との適切な連絡体制が確保できること。

2 前項第 2号及び第 3号の設備は、産後ケア事業専用の設備であることを要しない。

(訪問型委託事業者)

第 4条 訪問型を委託できる事業者は、市内及び市に近接する愛知県内の市町村にある次の各号に掲げる要件をいずれも満たす医療法（昭和23年法律第 205号）に定める病院、診療所及び助産所を有する者とする。

- (1) 産後ケア事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、現に日常的な業務において専ら妊産婦とかかわる助産師を配置し、母体ケア、乳児ケア、育児指導・相談等を行っていること。
- (2) 母体ケア、乳児ケア、育児指導・相談を行う実施体制が確保できること。
- (3) 第 6条第 3号に規定するサービスが提供できること。
- (4) 産後ケア事業の利用者の身体、精神状態等が悪化した場合などの緊急時の対応が実施できること。
- (5) 市との適切な連絡体制が確保できること。

(対象者)

第 5条 産後ケア事業の対象は、原則として市内に住所を有し、かつ出産後 4か月未満の母子で、市長が、名古屋市産後ケア事業利用チェックリスト（以下「チェックリスト」という。）により次の各号のいずれにも該当すると認める者とする。ただし、その他市長が支援を必要と認める場合は出産後 1年未満までの者とする。

なお、チェックリストについては市長が別に定めるものとする。ただし、医療的介入の必要な者又は感染症状がある者は除く。

- (1) 病院等への入院を要しない程度の心身の不調がある者
 - (2) 育児に不安がある者
 - (3) 家族等から十分な援助が受けられない者
- 2 訪問型を利用しようとする者は前項に加えて、名古屋市新生児・乳児訪問指導実施要綱に定める保健師等の面談を受けた者とする。

(支援内容)

第 6条 前条に規定する母子に対し、次の各号に掲げる支援内容（以下「サービス」という。）を実施するものとする。なお、サービスの詳細については別に定めるものとする。

(1) 宿泊型

母子を宿泊させ、別表 1の区分に基づくサービスの提供により、母子への心身のケアを実施するとともに、育児に資する指導等を実施する。

(2) 通所型

母子を日帰りで施設利用させ、別表 1の区分に基づくサービスの提供により、母子への心身のケアを実施するとともに、育児に資する指導等を実施する。

(3) 訪問型

母子の居宅を訪問し、別表 1の区分に基づくサービスの提供により、母子への心

身のケアを実施するとともに、育児に資する指導等を実施する。

(サービス提供者)

第7条 前条に規定するサービスは、原則として助産師が実施するものとする。

(利用期間)

第8条 サービスの利用期間は、原則、出産後4か月未満とする。ただし、市長が支援を必要と認める場合は出産後1年未満まで利用することができることとする。

2 サービスの利用限度は、前項の期間内において、第6条各号に掲げるサービスの利用日数を合算して7日とし、その内訪問型の利用日数は3日を限度とする。ただし、市長が必要と認める場合は、14日を限度として利用することができる。この場合においても、訪問型の利用日数は3日を限度とする。

(利用の申請)

第9条 産後ケア事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、名古屋市産後ケア事業利用申請書兼情報提供等同意書(第1号様式。以下「申請書」という。)に母親及び配偶者の所得の状況等が確認できる資料を添付し、市長に申請するものとする。

(利用承認及び通知)

第10条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、申請者が第5条に規定する対象者に該当することを確認の上、第3条及び第4条により委託した産後ケア事業の事業者(以下「委託事業者」という。)と日程及びサービス内容についての調整を行い、利用の承認を決定する。

2 市長は、承認を行った場合は、名古屋市産後ケア事業利用承認決定通知書(第2号様式)により、速やかに申請者に通知するとともに、委託事業者に対して名古屋市産後ケア事業利用承認決定事項連絡書(第3号様式)により連絡するものとする。

また、市長は委託事業者と調整の上、申請書の写し及びチェックリストの写し等を委託事業者に送付することができる。

3 委託事業者は、サービスの提供開始前に利用者に連絡し、その利用に係る説明及び必要な調整等を行わなければならない。

4 市長は、承認を行わなかった場合は、申請者に対し、名古屋市産後ケア事業利用不承認決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(利用日の追加)

第11条 宿泊型においてサービスの利用を承認された利用者が、当該利用に引き続いて利用日の追加を希望する場合は原則当該利用希望日の2日前(名古屋市の休日定める条例(平成3年名古屋市条例第36号)第2条第1項に規定する本市の休日

日（以下「休日」という。）を除く。）の17時までに委託事業者に連絡するとともに、名古屋市産後ケア事業利用日追加申請書（第5号様式）により市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前項の規定に基づき利用日の追加の申請があったときは、名古屋市産後ケア事業利用日追加承認決定通知書（第6号様式）により、利用者に通知するとともに、名古屋市産後ケア事業利用日追加承認決定連絡書（第7号様式）により、委託事業者に連絡するものとする。

（利用日の変更）

第12条 委託事業者のやむを得ない理由により、サービスの利用日を変更する場合は、利用日（利用日が休日の場合は、その直前の休日でない日）までに委託事業者より市長へ連絡するものとする。

- 2 前項により、利用日を変更する場合、委託事業者は利用変更届（委託事業者用）（第8号様式）を原則、変更後の新たな利用希望日の5日前（休日を除く。）までに市長へ提出するものとする。ただし、変更後の新たな利用希望日は前項により変更しようとする利用日より原則、1か月以内の日付に限る。
- 3 市長は、前項の規定に基づき利用日の変更の届出があったときは、名古屋市産後ケア事業利用日変更承認決定通知書（第9号様式）により、利用者に通知するとともに、名古屋市産後ケア事業利用日変更承認決定連絡書（第10号様式）により、委託事業者に連絡するものとする。

（取消）

第13条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用承認を取り消すことができるものとする。

- (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段で利用承認決定を受けたとき。
 - (3) 委託事業者に対して非行があったとき。
 - (4) その他市長が利用を不相当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により利用を取り消した場合は、名古屋市産後ケア事業利用承認決定取消通知書（第11号様式）により、当該利用者に通知するとともに、委託事業者に対して名古屋市産後ケア事業利用承認決定取消連絡書（第12号様式）により、連絡するものとする。

（実施結果の報告）

第14条 宿泊型または通所型を実施した委託事業者は、支援を終了した場合、名古屋市産後ケア事業実施結果報告書（宿泊型・通所型）（第13号様式）を作成し、市長に報告するものとする。

- 2 訪問型を実施した委託事業者は、支援を終了した場合、名古屋市産後ケア事業実施結果報告書（訪問型）（第13-2号様式）を作成し、市長に報告するものとする。

(費用の負担)

第15条 産後ケア事業の実施にあたっての利用料は、別表 2に掲げるとおりとする。

2 利用者は、前項の利用料のうち、別表 3に掲げる利用者負担額を負担するものとし、サービスの利用終了時に直接委託事業者に支払うものとする。

3 市長は、第 1項に定める利用料から前項に定める利用者負担額を控除した額を委託料として負担するものとする。

(委託料の請求)

第16条 委託事業者は、前条第 3項に定める委託料について、名古屋市産後ケア事業月別利用報告書（第14号様式）及び名古屋市産後ケア事業委託料請求書（第15号様式）により、当月分を翌月10日までに市長に請求するものとする。

(委託料の支払)

第17条 市長は、前条の規定に基づく委託料の請求を受けた時は、その請求内容を審査し、支払要件を満たしているものについて、別途締結する委託契約に基づき支払を行うものとする。

(研修の実施)

第18条 委託事業者は、産後ケア事業に従事する実施担当者に対し、必要な研修を実施または受講させ、資質向上に努めるものとする。

(事業内容の改善)

第19条 市長は、本事業の適正な実施を図り、良質なサービスが提供されるよう、委託事業者の業務内容を調査し、改善について必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第20条 本事業を実施するにあたっては、利用記録の漏洩を防止するとともに、実施担当者には守秘義務を課すなど、関係法令を遵守することに加え、名古屋市個人情報保護条例に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記事項やガイドライン等を遵守するものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、産後ケア事業の実施に必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 産後ケア事業を実施するために必要な研修その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 この改正後においても、当分の間、従前の様式を使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成30年 8月23日から施行する。

2 この要綱による改正後の名古屋市産後ケアモデル事業実施要綱の規定は、平成30年 6月 1日以降の利用者負担額から適用し、同年 5月以前の利用者負担額については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に名古屋市産後ケアモデル事業実施要綱の規定に基づいて提出されている名古屋市産後ケアモデル事業利用申請書兼情報提供等同意書は、この要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に名古屋市産後ケアモデル事業実施要綱の規定に基づいて作成されている様式は、当分の間修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和 2年12月 1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱の規定等に基づいて作成されている用紙は、この要綱による改正後の要綱の規定等にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

2 寡婦控除のみなし適用の廃止については、令和 3年 6月分の利用者負担額から適用し、同年 5月分以前の利用者負担額については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6年 1月12日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱の規定等に基づいて作成されている用紙は、この要綱による改正後の要綱の規定等にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。
- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱による改正後の規定に基づいて提出されたものとみなす。

別表 1

産後ケア事業サービス内容

区分	サービス内容	
宿泊型	原則として、入所時間は 10 時、退所時間は退所日の 16 時とし、右欄に掲げるサービスを提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ・母親の健康管理や生活面の指導 ・乳房ケアや授乳方法の指導 ・乳児の沐浴指導、発達・発育のチェック、体重・排泄のチェック、スキンケアなどの育児方法の指導 ・育児相談 ・その他必要とする保健指導・相談
通所型	原則として、実施時間は 10 時から 16 時までとし、右欄に掲げるサービスを提供する。	
訪問型	原則として、訪問時間は 9 時から 17 時までの間で 90 分程度とし、右欄に掲げるサービスを提供する。ただし、休日を除く。 また、1 日あたり 1 回の利用を限度とする。	

別表 2

産後ケア事業 利用料

区分	単価
宿泊型	1 日あたり 27,270 円 (※)
通所型	1 日あたり 18,180 円
訪問型	1 日あたり 12,000 円

(※) 1 日とは 0 時から 24 時とする。

別表 3

産後ケア事業 利用者負担額

階層区分		利用者負担額（1日あたり）		
		宿泊型	通所型	訪問型
I	生活保護 受給者 市民税非課税の者	0 円	0 円	0 円
II	I の場合を除き 母親及び配偶者の合算所得が 730 万円未満の者	3,520 円	2,360 円	1,560 円
III	I の場合を除き 母親及び配偶者の合算所得が 730 万円以上の者	11,020 円	7,270 円	4,800 円
<p>(備考)</p> <p>1 申請時の前年の所得（1月から5月までの申請については前々年の所得）で階層区分を決定する。 なお、所得の範囲及び計算方法は、児童手当法施行令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定の例による。</p> <p>2 階層区分Iの「市民税非課税の者」は、申請時の年度（4月から5月に申請する場合は前年度）の個人市民税が母親及び配偶者ともに非課税の場合とする。</p>				

名古屋市産後ケア事業利用申請書兼情報提供等同意書

(宛先) 名古屋市長

年 月 日

私は、下記のとおり名古屋市産後ケア事業の利用を申請します。

申請者 (母親)	(ふりがな) 氏名			生年月日	年 月 日		
	住所	名古屋市 区		電話			
	緊急連絡先	氏名	(申請者との関係)		電話		
		住所					
	乳児の氏名			出生日	年 月 日		
出産医療機関			妊娠期間	週	出生体重	g	
世帯構成	氏名	ふりがな	続柄	生年月日		保育園・勤務先等	
				年 月 日			
				年 月 日			
				年 月 日			
利用希望事業者名							
希望するサービス及び利用希望日							
<input type="checkbox"/> 宿泊型 <input type="checkbox"/> 通所型 <input type="checkbox"/> 訪問型				年 月 日		※宿泊型は開始日から終了日までのすべての利用日を記入 ※宿泊型、通所型、訪問型あわせて7日まで利用可能。ただし、訪問型は最大3日まで。	
<input type="checkbox"/> 宿泊型 <input type="checkbox"/> 通所型 <input type="checkbox"/> 訪問型				年 月 日			
<input type="checkbox"/> 宿泊型 <input type="checkbox"/> 通所型 <input type="checkbox"/> 訪問型				年 月 日			
<input type="checkbox"/> 宿泊型 <input type="checkbox"/> 通所型 <input type="checkbox"/> 訪問型				年 月 日			
<input type="checkbox"/> 宿泊型 <input type="checkbox"/> 通所型 <input type="checkbox"/> 訪問型				年 月 日			
<input type="checkbox"/> 宿泊型 <input type="checkbox"/> 通所型 <input type="checkbox"/> 訪問型				年 月 日			
<input type="checkbox"/> 宿泊型 <input type="checkbox"/> 通所型 <input type="checkbox"/> 訪問型				年 月 日			
特に希望する項目 ※希望する項目に☑をしてください		<input type="checkbox"/> 母親の健康管理や生活面の指導 <input type="checkbox"/> 乳房ケアや授乳方法の指導 <input type="checkbox"/> 乳児の沐浴指導、発達・発育のチェック、体重・排泄のチェック、スキンケアなどの育児方法の指導 <input type="checkbox"/> 育児相談 <input type="checkbox"/> その他の保健相談・指導 ()					
所得確認書類		<input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書 <input type="checkbox"/> 市民税・県民税証明書等		※名古屋市確認欄 (記入は不要です。) 母親本人 所得金額 円 配偶者 所得金額 円 控除額 円 合計 円			

情報提供等に関する同意書

(宛先) 名古屋市長

名古屋市産後ケア事業利用申請書兼情報提供等同意書及びチェックリストの内容並びにサービス利用にあたって必要な名古屋市が保有する情報(配偶者の情報を含む)を、名古屋市において確認されること及び利用が決定される事業者へ情報提供されることに同意します。

また、サービス利用時の健康状態等の情報について、利用事業者から保健センターに情報提供されることに同意します。

年 月 日 氏名

様

名古屋市長

名古屋市産後ケア事業利用承認決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、名古屋市産後ケア事業利用について、次のとおり承認しましたので、通知します。

1 利用者（母親）

氏 名 _____

住 所 _____

2 利用事業者名

名 称 _____

3 利用サービス及び利用期間

区分	利用日	区分	利用日
□ 宿泊型	年 月 日 ~ 年 月 日	□ 通所型	年 月 日
	年 月 日 ~ 年 月 日		年 月 日
	年 月 日 ~ 年 月 日		年 月 日
	年 月 日 ~ 年 月 日		年 月 日
	年 月 日 ~ 年 月 日		年 月 日
	年 月 日 ~ 年 月 日	□ 訪問型	年 月 日
			年 月 日

4 利用者負担額

1日あたり (宿泊型 円)
(通所型 円)
(訪問型 円) (階層区分)

※利用終了時に事業者へ直接お支払い願います。

様

名古屋市長

名古屋市産後ケア事業利用承認決定事項連絡書

名古屋市産後ケア事業利用について、次のとおり承認決定しましたので、連絡します。

1 利用者（母親）

氏 名 _____

住 所 _____

2 利用サービス及び利用期間

区分	利用日	区分	利用日
□ 宿泊型	年 月 日 ~ 年 月 日	□ 通所型	年 月 日
	年 月 日 ~ 年 月 日		年 月 日
	年 月 日 ~ 年 月 日		年 月 日
	年 月 日 ~ 年 月 日		年 月 日
	年 月 日 ~ 年 月 日		年 月 日
	年 月 日 ~ 年 月 日		年 月 日
□ 訪問型	年 月 日 ~ 年 月 日	□ 訪問型	年 月 日
	年 月 日 ~ 年 月 日		年 月 日
	年 月 日 ~ 年 月 日		年 月 日
(特記事項)			

3 利用者負担額

1日あたり (宿泊型 円)
 (通所型 円)
 (訪問型 円) (階層区分)

※利用終了時に利用者が事業者へ直接お支払いします。

第 4 号様式

名古屋市産後ケア事業利用不承認決定通知書

様

年 月 日付で申請のありました名古屋市産後ケア事業利用につきまして、次のとおり不承認としましたので通知します。

年 月 日

名古屋市長

申請者	氏名	
	住所	
(理由)		
<input type="checkbox"/> 名古屋市産後ケア事業実施要綱第 5 条に規定する対象者に該当しないため		
<input type="checkbox"/> その他 ()		

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、決定又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

(宛先) 名古屋市長

利用者氏名 _____

名古屋市産後ケア事業利用日追加申請書

私は、名古屋市産後ケア事業利用承認決定通知書に記載された利用期間について、下記の利用日を追加したいので、下記のとおり申請します。

記

区分	追加する利用日
宿泊型	年 月 日 ～ 年 月 日

担当助産師の意見	(担当助産師が記載) (委託事業者が記載) 委託事業者名 _____ 管理者氏名 _____
----------	---

第 6 号様式

年 月 日

様

名古屋市長

名古屋市産後ケア事業利用日追加承認決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、名古屋市産後ケア事業利用日追加について、下記のとおり承認しましたので、通知します。

記

区分	追加する利用日
宿泊型	年 月 日 ～ 年 月 日

年 月 日

様

名古屋市長

名古屋市産後ケア事業利用日追加承認決定連絡書

名古屋市産後ケア事業利用日追加について、下記のとおり承認しましたので、連絡
します。

記

1 利用者（母親）

氏 名

住 所

2 追加する利用日

区分	追加する利用日
宿泊型	年 月 日 ～ 年 月 日

(宛先) 名古屋市長

委託事業者名 _____

名古屋市産後ケア事業利用日変更届 (委託事業者用)

名古屋市産後ケア事業利用承認決定通知書に記載された利用期間について、利用日を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 利用者 (母親)

氏 名 _____

住 所 _____

2 変更する利用日

区分	変更前	変更後
<input type="checkbox"/> 宿泊型	年 月 日 ~ 日 年 月 日	年 月 日 ~ 日 年 月 日
<input type="checkbox"/> 通所型	年 月 日	年 月 日
<input type="checkbox"/> 訪問型	年 月 日	年 月 日

2 変更理由

変更理由	
------	--

様

名古屋市長

名古屋市産後ケア事業利用日変更承認決定通知書

年 月 日付けで委託事業者より届出のありました、名古屋市産後ケア事業利用について、次のとおり承認しましたので、通知します。

1 利用者（母親）

氏 名 _____

住 所 _____

2 利用事業者名

名 称 _____

3 変更する利用日

区分	変更前	変更後
<input type="checkbox"/> 宿泊型	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日
<input type="checkbox"/> 通所型	年 月 日	年 月 日
<input type="checkbox"/> 訪問型	年 月 日	年 月 日

様

名古屋市長

名古屋市産後ケア事業利用日変更承認決定事項連絡書

名古屋市産後ケア事業利用について、次のとおり承認決定しましたので、連絡します。

1 利用者（母親）

氏 名 _____

住 所 _____

2 利用事業者名

名 称 _____

3 変更する利用日

区分	変更前	変更後
<input type="checkbox"/> 宿泊型	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日
<input type="checkbox"/> 通所型	年 月 日	年 月 日
<input type="checkbox"/> 訪問型	年 月 日	年 月 日

名古屋市産後ケア事業利用承認取消決定通知書

年 月 日

様

名古屋市長

名古屋市産後ケア事業の利用承認を取消することを決定しましたので通知します。

取消する 利用日	年 月 日 ~ 年 月 日
理 由	

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、決定又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

第12号様式

名古屋市産後ケア事業利用承認決定取消連絡書

年 月 日

様

名古屋市長

名古屋市産後ケア事業の利用承認を取消することを決定しましたので、連絡します。

取 消 する 利用者(母親)	
取 消 する 利 用 日	年 月 日 ~ 年 月 日
理 由	

(宛先) 名古屋市長

委託事業者名 _____

名古屋市産後ケア事業実施結果報告書（宿泊型・通所型）

下記のとおり名古屋市産後ケア事業を実施したので、実施結果を報告します。

記

1 利用者（母親）

氏 名 _____

住 所 _____

2 利用サービス及び利用期間

区分	利用期間
□ 宿泊型	年 月 日 ～ 年 月 日
	年 月 日 ～ 年 月 日
□ 通所型	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

3 利用の状況

母子の状況	(来所時の状況)
	(利用中の状況)
	(退所時の状況)
	(全体を通して)
保健センターへの引き継ぎ事項	

4 その他利用者に対し実施したサービス等（産後ケア事業に含まれないもの）

--

(宛先) 名古屋市長

委託事業者名 _____

名古屋市産後ケア事業実施結果報告書（訪問型）

下記のとおり名古屋市産後ケア事業を実施したので、実施結果を報告します。

記

1 利用者（母親）

氏 名 _____

住 所 _____

2 利用期間

訪問実施日	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

3 利用の状況

母子の訪問時の 状況	<input type="checkbox"/> 母親の健康管理や乳房ケア、授乳方法の指導等 ・ 母乳 回/日、人工乳 回/日 <input type="checkbox"/> 児の発達・発育確認、沐浴・スキンケアなどの育児指導 ・ 体重 g (日増 g) ・ 頭囲 cm <input type="checkbox"/> その他育児指導・相談
保健センターへの 引き継ぎ事項	

委託事業者名 _____

名古屋市産後ケア事業月別利用報告書

下記のとおり、____年 月分名古屋市産後ケア事業利用状況を報告します。

記

利用者氏名	利用日数									サービスの内容				
	宿泊型			通所型			訪問型			母親の健康管理や生活面の指導	乳房ケアや授乳方法の指導	乳児の沐浴、発達・発育のチェック、体重・排泄のチェック、スキンケアなどの育児方法の指導	育児相談	その他必要とする保健指導・相談
	I階層	II階層	III階層	I階層	II階層	III階層	I階層	II階層	III階層					
計 (のべ日数)														

